

知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公 示 年 月 日	令和4年11月15日
招 集 年 月 日	令和4年11月22日
招 集 場 所	知立市役所3階 第2・第3会議室
参 集 時 間	午後1時59分、委員17名、事務局2名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：1 杉原敬浩 2 高村昭広 3 林勝則 4 毛受浩 5 高木芳夫 6 永田治男 7 杉浦直美 8 石原國彦 9 鈴木和幸 10 藤井公人 11 池田とみゑ 12 竹本有基 13 岡田均 14 成瀬廣美 推進委員：16 中野明夫 17 岡田教孝 18 石川勝幸 計17名
事 務 局	事務局職員＝奥村由美子、脇坂真也
欠 席 委 員	15 平澤信幸
開 会 時 間	午後2時03分 開会宣言 総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。（会長）
日 程 第 一	午後2時03分 議事録署名委員の指名 3 林勝則委員 4 毛受浩委員 を指名します（会長）
日 程 第 二	議案の審議
議 案 第 1 号 1 番 2 番 3 番 4 番	農地法第3条の規定による許可申請について 【議案第1号1番、2番、3番について議案書をもとに一括説明】 会 長：地元の農業委員さん補足説明はありますか。 委員7：草刈り機は所有しています。所有していない、田植え機、コンバインについては、刈谷市泉田の親戚から借りる確約があることから問題ありません。 会 長：先日、事務局及び委員7さんとともに、実情確認するため申請者との面談を行いました。事務局の説明の通りです。ただ、必要な農機具を一部所有されていない現状があったため、確認をしたところ委員7さんからのご発言のとおり、親戚から借りるということでしたので、覚書を提出していただきました。来年の耕作については田植え、稲刈り等自分達で耕作すると聞いています。他にご意見・ご質問等はございませんか。 委 員：（意見なし） 会 長：それではいずれの案件も許可といたします。 来年の耕作状況については、地元の農業委員さんで確認をお願いいたします （午後2時17分） 【議案第1号4番について議案書をもとに説明】 会 長：地元の農業委員さん補足説明はありますか。

	委員 11：申請地の地域でも営農を行っている方であり問題はありません。 会 長：他にご意見・ご質問等はございませんか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは許可といたします。 (午後 2 時 2 0 分)
議案第 2 号 1 番	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 【議案第 2 号 1 番について議案書をもとに説明】 会 長：地元農業委員さん補足説明はありますか。 委員 16：申出地は、主たる従事者の自宅の西に位置しており、耕作されていたので問題ありません。 会 長：他にご意見・ご質問等はございませんか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは、証明いたします。 (午後 2 時 2 3 分)
議案第 3 号 1 番 2 番 3 番	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定) 【議案第 3 号 1 番、2 番、3 番について議案書をもとに説明】 (委員 1、委員 2、委員 10 退席) 会 長：それぞれの案件についてご意見・ご質問等はございませんか。 委 員：(意見なし) 会 長：それではいずれの案件も承認といたします。 (午後 2 時 3 1 分)
日程第 3 報 告 案 件 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号	会 長：報告案件について、何かご意見ご質問等はございませんか。 委員 2：報告 5 号について説明をお願いします。 事務局：こちらは、10 月の総会にて報告をさせていただいていた案件になります。しかし、受理後に不備が発覚し、取消し願いが事業者より出されました。受理はされましたがその後取消しにより実施はされなかったというご報告になります。 委員 3：どういった不備があったのか教えてください。 事務局：通常は隣地の承諾書を添付していただくのですが、隣地の承諾が書類上は不備がなかったのですが、実際は隣地の同意が取れておらず、申請人によって同意書が作成されたことが発覚しました。従って、取下げの願いを出していただいたという経緯になります。 委員 3：要は虚偽の書類が提出されたということですね。 会 長：隣地の許可をもらわなければならないというルールがあるのですが、その中であたかも承認を得たような書類があり、提出書類に不備があったというのはそういう事です。従って今回の取り消しについてはきちんと隣地の本人に確認を取らずに出されたため取り下げとなりましたということですね。 職務代理：隣地者が抗議してきたのですか。

	事務局：工事に着手する時に隣地の方に居合わせたため、発覚した経緯がございます。 委員２：私共もかさ上げを施工事業者をお願いしていますが、今回の件は施工事業者の不備で隣地者に了解を得ずに書類を出してしまったということです。私も承諾のハンコは最後に押すので、書類の内容を確認してから押しました。その後このような問題が発覚しましたので、先方の社長、会長の方にも事務処理をされた方が未曾有の事といってもそういったことをやってみえるのは結果としてみえているので、その方の処遇についてお願いしました。私も農業委員、耕作者いずれの立場としても、これまで依頼した工事について問題なく行われていたかどうか心配になります。工事を行う前には隣地の承諾をもらい、図面と工事期間などが書かれた書類を持ってお願いするという事になっておりましたので、ここにきてこんなことが露呈し、思ってもみなかった事態に驚いているのが現状です。 会 長：施工事業者はこれまでよくやってもらっている業者ですね。 委員２：営農者からするとどうしても条件の悪い、機械がはまってしまう農地や隣地との畦の高さが10 cm以上違う農地を工事してもらったり、私達が手を出せないような場所をかさ上げしてもらったり、角のぬかるみが多いところや畦畔の補修も兼ねて工事してもらったりしています。キツネやハクビシンによる穴がそこら中に空いているのですが、営農者自らによる補修では、一年足らずでまた空けられてしまうのでそれらの補修もお願いしています。今回の案件も安城・豊田道路ができたところの近くで水はけが悪く麦・大豆ができないので、地主さんと相談し、かさ上げをしたいという話までは私達でさせていただいています。そこから施工事業者にお任せしたのですが、今回の件は大事件だと思っています。 会 長：余分なことですが、今回は取り下げられましたが、実施されたい土地ですか。 委員２：可能であれば実施したいです。ぬかるみにトラクターがはまっても困りますし、一番の問題はこの場所の傾斜面が6メートルほどあり、何度かコンバインがひっくり返りそうになったことがあります。そういったことも兼ねてかさ上げしたいと考えておりました。 職務代理：本当は直接地主の方が隣地の方の承諾を取れば問題ないと思います。顔見知りのことが多いですし、うまく運ぶと思います。業者だと書類上の印鑑だけになり、事務局としては書類に印鑑が押してあれば受理してしまいます。 会 長：今後、農地改良の届出が出された際に今回のような不手際を防止する必要があるが、その辺りはどうですか。 事務局：今回の取り消しにあたり、理由書と共に今後の対応策としまして、書類を作成していただきましたので、読み上げます。「今後は工事予定期間に十分な時間を考慮し、隣地同意が訪問などにより不在で得られない場合は今後の予定を一時的に取りやめ、隣地同意が得られるまで十分な時間をかけて行い、二度と今回のような不始末は起こさないようにいたします。また隣地同意の場
--	--

合の連絡が取れない事が多いので、次回からは書面を郵送にてお送りするか、訪問時に配達して置いてくるようにし、連絡を取れるようにしますが、それでも連絡が取れない場合は農地改良工事は行ないません。」以上です。

会 長：施工事業者から出てきた書面ですね。

事務局：所有者、耕作者、施工事業者の3者の届出ですので、3者から出た書類として受け付けておりますが、作成者は施工事業者です。

委員3：こういった話は土地改良事業関係の資金があるのかないか色々あると思いますが、湿田地の改善や、法面の勾配の高い農地については農業者にとってはとても危険な話です。市として対応や支援はしないのでしょうか。資金に余裕がなければ対応しきれないということは理解できますが、企業誘致に力を入れて行い、農地が減少していく中で農政部局から申し入れというのはできないのでしょうか。与えられた自分の土地だから自分で改良しなさいというのはあまりにも冷たい話ではないでしょうか。

事務局：市の中だと内部組織同士の話になってしまうので、しっかり行うのであれば、農業委員会から土地改良区にですとかそういった要望の方が好ましいと思いますがいかがでしょうか。

委員3：賦課金を取っているくらいですからね、農業委員会からというのはちょっと違う気がします。それは内部の中で一度そういった話があるというのをしていただき、農業をやる安全の話と農業が立ち行かないという必然の話ですので、ちょっと話を進めていただけたらと思います。そういった意見が農業委員会から出たということでもよいですが、農業委員会から要望するような話ではないかと思います。

会 長：実際に圃場をたくさん管理されているのは営農者であると思いますが、今の報告案件に出たような非常に耕作が困難な場所というのはたくさんあるのでしょうか。

委員2：私達はコンボがあるので、多少は急な斜面のところを調整することができますが、給水側、本来乗り入れをする側はトラブルがあってはいけないので、なるべく場所を考え、車の通りが少ない用水側に切り替えてもらえるよう以前土地改良に相談しました。しかし、予算がない、の一言で終わりました。他にも、以前にも畑と水稻の間に用水がある場所で、事故があってからではいけないと思い湧き水がでており、土地改良の土地が隣接していたので、水を止めてもらわないと両サイドの土手が崩れるよと話をしておりましたが、何もいまま3年が過ぎたあたりに予想通り崩れてしまいました。これまで土地改良の方がなおしてくれたところは、私が把握している限りでは用水路の豆板のつぶれた部分若しくは完全に土手が崩れた用水が絡んでいる所以外は触りません、という回答をいただきました。

会 長：委員1さんや委員5さんも耕作されていますが、やはり同じような状況でしょうか。

	委員１：はい。 会 長：早急に対応することは難しいかもしれませんが、委員３さんの意見をはじめ、営農者の方の苦勞もあると思いますので、どうするか一度検討します。 他にご意見・ご質問等がありますか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは、報告案件については終了といたします。 (午後２時５０分)
日 程 第 四 そ の 他	・活動状況報告について（事務局） ・県営河川改修事業の施工に伴う農地の一時転用について(情報提供) ・都市計画道路の開通に伴う交通形態の変更について(情報提供)
閉 会 時 間	午後２時５７分 閉会宣言（会長） 農業委員会総会を閉会します。